

令和 3年 7月 6日

お 客 さ ま 各 位

三 島 信 用 金 庫

令和 3年 7月豪雨災害に対する金融上の措置について

この度の豪雨災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

三島信用金庫では、令和 3年 7月豪雨災害による災害救助法が適用された地域の被災者の皆さまに対し、下記の項目について便宜的なお取扱いを行っておりますので、窓口までご相談ください。

記

1. 取扱開始日

令和 3年 7月 6日 (火)

2. 取扱内容

- (1) 各種ご預金の通帳・証書を紛失された場合
- (2) お届けいただいている印鑑を紛失された場合
- (3) 定期預金、定期積金等の期限前の解約について
- (4) 手形・小切手の決済や取立について
- (5) 汚れた紙幣等の引換えについて
- (6) この度の災害に伴う各種ご融資等について

※来店に際しては、運転免許証や健康保険証など、ご本人が確認できる書類をお持ちください。紛失の場合は、お申し出願います。

以上